

(2) 里山里海地域の振興

② 里山里海資源循環モデルの構築による地域おこし

1 目的

里山里海の生態系保全やネットワークづくり、水・物質・エネルギー等の循環に関して、地域が一体となった取組みの実践による地域振興を推進するため、企画案を公募し、優れた企画をモデル事業として選定、助成します。

※ 「里山」とは、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域

※ 「里海」とは、人々がさまざまな海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域

2 助成対象者

以下の①から③のいずれかに該当するものを対象とします。

① 石川県内に居住する者

② 石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下の者

(県外事業者であっても、主たる事業活動を県内で行う場合は対象とします。)

ア 中小企業者

以下の表の左欄に掲げる「主たる事業として営んでいる業種」が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

注1) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

2) 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。

3) 大企業と以下に掲げる関係を持つ企業(いわゆる「みなし大企業」)は対象外です。

発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
ただし、以下に該当する者は、大企業として取り扱わないものとします。

・ 中小企業投資育成株式会社 ・ 投資事業有限責任組合

イ 事業協同組合

ウ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人

エ 漁業協同組合

オ 森林組合、森林組合連合会

カ 特定非営利活動法人

- ③ 上記①、②に該当する者を含む2者以上のグループであって、運営規約、事務処理体制、経理体制又は存続性から判断して、いしかわ里山づくり推進協議会が実施主体として適当と認めたもの

3 助成対象事業

本県の里山里海地域における未利用あるいは低利用な地域資源等の循環・利用を図る新たな取組みで、CO₂の削減などの環境負荷の低減、持続的な農林水産業の推進、生物多様性の確保等に資する事業を対象とします。

●本事業における「里山里海の地域資源」とは、以下の①から③を指します。

- ① 本県の里山里海で生産される農林水産物及び自生する天然資源
- ② バイオマス資源（再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの）
- ③ 地域に賦存する水力、太陽光、風力などの自然エネルギー

●本事業における「資源の循環・利用」とは、以下のことを指します。

廃棄物となった産品や産品製造に伴い発生した副産品、バイオマス資源、地域に賦存する水力、太陽光、風力などの自然エネルギーを回収し、原材料としての利用あるいはエネルギー資源として利用すること。

4 助成内容

(1) 事業実施期間

交付決定日から2年以内です。

注) 交付決定前に発注・契約したのものについては、助成対象となりません。

(2) 助成率及び助成限度額

助成率：3分の2以内

助成限度額：2年間で150万円

5 助成対象経費

以下の経費について、助成対象とします。

なお、助成対象となるか否かご不明な点がございましたら、いしかわ里山づくり推進協議会へ事前にご確認ください。

費目	内容
謝金	委員会等の会議に委員として出席していただいた時や、専門家に指導・助言等を受けた際に謝礼として支払われる経費
普通旅費	会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、事業実施主体の構成員等に支払われる経費
特別旅費	・委員会の出席等のための旅費として、委嘱した委員に支払われる経費 ・会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家（講師を派遣した場合も含む。）に支払われる経費
会場借料	会議を開催又は展示会事業を行う際、会場費として支払われる経費
会場整備費	展示会事業を行う際、会場の装飾等を行うために支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費
資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費

通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
パンフレット等 製作費	展示会や試作品を周知させるために配布するパンフレット・ポスター等を製作、あるいはHP作成のために支払われる経費
広告宣伝費	事業遂行に必要な広告媒体等を活用する費用として支払われる経費
通訳・翻訳料	通訳又は翻訳を依頼する場合に支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
保険料	展示会の際に、展示品の発送等に掛かる保険料等として支払われる経費
借損料	展示会や試作品の開発・実験等に必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費
特許権取得費	事業遂行に必要な特許権を取得するための経費
コンサルタント費	展示会や試作品の開発などにコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査や試作品の開発等を委託する際に支払われる経費
原材料費	事業遂行に必要な原材料を購入するために支払われる経費
備品費	事業遂行に必要な備品を購入するために支払われる経費
製造・改良・加工 料	事業遂行に必要な設備の製造・改良・加工を行うために支払われる経費
デザイン料	事業遂行に必要なデザインを行うために支払われる経費
実験費	事業遂行に必要な実験・分析を行うために支払われる経費
設計費	事業遂行に必要な設計を行うために支払われる経費
外注加工費	事業遂行に必要な加工等を外注する場合に支払われる経費
請負工事費等	事業遂行に必要な建築工事、製造請負費、工事雑費等の経費
上記以外の費用で、いしかわ里山づくり推進協議会が特に必要と認める経費	

注) 汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタなど）は、原則として助成対象外とします。

なお、以下の経費についても対象外とします。

- ・ お弁当や懇親慰労の会などに係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費など
- ・ 常勤雇用者の手当、役員報酬など、組織運営に係る人件費など
- ・ 団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料など
- ・ 他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金など

6 審査

(1) 審査方法

- ・ 審査は、いしかわ里山づくり推進協議会内に設置する、外部の学識経験者等から構成される審査委員会にて行います。
- ・ 申請者のプレゼンテーションによる1次審査と、1次審査を通過した申請者を対象とした書類による2次審査を行い、審査基準により採点し、点数上位者から採択を決定します。（採択がない場合もあります。）
- ・ 事前に事業計画等に関して、ヒアリングを実施することがあります。
- ・ 審査委員会は非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

以下の観点から、審査を実施します。

区 分	内 容
地域への波及効果	<ul style="list-style-type: none">・ 本県の里山里海の保全につながる取組みである。・ 本県の里山里海の伝統技術や知恵の継承につながる取組みである。・ 持続可能な地域づくりのために、地域の雇用あるいは所得の確保、交流人口を生み出す計画となっている。・ 地域密着型の取組みになっている。
地域資源の循環・活用	<ul style="list-style-type: none">・ 未・低利用の地域資源を活用している。・ 資源循環・利用を意識した計画となっている。
負担の公平性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の各主体が公平に負担を負う形になっており、特定の者に偏らない計画になっている。
事業の実現性・計画性	<ul style="list-style-type: none">・ 里山里海の地域資源を的確に把握し、活用に向けてノウハウを有している。不足するノウハウについて、外部のノウハウを活用するなどの対策がとられている。・ 事業内容の計画性、実現性、適切な実施体制、予算計画、自己資金の確保などが明確に示されている。・ 事業計画は「いしかわ里山振興ファンド事業基本方針」に沿った、適切なものとなっている。

7 助成金の交付

- ・ 採択決定後、30 日以内に当該年度の交付申請書を提出していただき、予算について確認した上で、交付を決定します。
その後、年度末に実績報告書を提出していただき、(必要に応じて実地検査を実施し)精算払となります。
- ・ 交付申請・実績報告に係る手続きは、毎年度必要です。

8 その他の留意点

助成事業に採択された場合は、以下について、ご了承ください。

- ① 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は、助成対象外となります。
- ③ 助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。
これらの財産の処分等に当たっては、事前に、いしかわ里山づくり推進協議会の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部をいしかわ里山づくり推進協議会に納付しなければならない場合があります。
- ④ 助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、いしかわ里山づくり推進協議会が実地検査に入ることがあります。
- ⑥ 助成事業期間終了後5年間、毎年度、助成事業に係る前年度の取組み等をいしかわ里山づくり推進協議会に報告しなければなりません。